女川原子力	発電所第2号機 工事計画審査資料				
資料番号	02-補-E-01-0100-6-3 改 <mark>10</mark>				
提出年月日	2023 年 7 月 <mark>20</mark> 日				
【凡例】	: 前回ヒアリング資料からの変更箇所				

補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について

2023年7月

東北電力株式会社

## 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について

### 1. 目的

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B及びT46-F003A, B)について,要目表に弁箱厚さが公称値で 記載されていたことから、他の主要弁と記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考 慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。

なお、T46-F001A,Bの要目表の最高使用圧力の記載が範囲を示す記載となっていたこと並びに T46-F001A, B 及び T46-F003A, B の弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから要目表の記載を適 正化する。また、当該弁はクラス2弁として設計されているが、基本設計方針の主要設備リストに当該 弁の機器クラスが「クラス4」と記載されていたことから「クラス2」に記載を適正化する。

### 2. 要目表の記載の変更の概要

<要目表変更前欄>

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B及びT46-F003A, B)の弁箱厚さについて、腐食代を考慮した 寸法(設計確認値)へ記載を変更する。なお, T46-F001A, B の最高使用圧力が範囲を表す記載となって いたこと並びに T46-F001A, B 及び T46-F003A, B の弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことか ら記載を適正化する。

<要目表変更後欄>

変更点は以下のとおりである(添付資料1~5参照)。

(1) T46-F001A, B 及び T46-F003A, B の弁箱厚さを設計確認値へ記載変更

	(mi	n)		(mm)	
(2)	T46-F001A, B の最	高使用圧力,	弁ふた厚さ及びま	幹ふた材料の要目表変更	前欄の記載の適正化
	<要目表変更前欄	<b> </b>  >		<要目表変更後欄>	
	(最高使用圧力)	-23.5~13.7	$\Rightarrow$ 13.7, -23.5	変更なし	
	(弁ふた厚さ)	$-\Rightarrow$	(mm)	変更なし	
	(弁ふた材料)	$- \Rightarrow S25C$		変更なし	
(3)	T46-F003A, B の弁	ふた厚さ及び	が材料の要目表変更	更前欄の記載の適正化	

<要目表変更前欄> <要目表変更後欄> (弁ふた厚さ) - ⇒ (mm)変更なし (弁ふた材料) - ⇒ S25C 変更なし

## 3. 要目表の記載の変更の必要性

弁箱厚さについて公称値で記載されていたことから他の主要弁との記載の整合を図るため腐食代を 考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する必要がある。

なお, T46-F001A, B の最高使用圧力について-23.5~13.7kPa と記載しており最高使用圧力に範囲が あるような記載となっていたこと並びに T46-F001A, B 及び T46-F003A, B の弁ふた厚さ及び弁ふた材料 の記載がなかったことから、他の主要弁と記載の整合を図るため記載を適正化する必要がある。

## 4. 基本設計方針の記載の変更の概要

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B及びT46-F003A, B)について原子炉格納施設の基本設計方針 (主要設備リスト)の機器クラスを「クラス4」から「クラス2」へ記載を適正化する。

## 5. 基本設計方針の記載の変更の必要性

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B及びT46-F003A, B)は、建設時からクラス2弁として設計されていたが、原子炉格納施設の基本設計方針(主要設備リスト)の機器クラスにおいて「クラス4」と記載されており「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条(定義)においてもクラス2弁として扱うべき弁であることから「クラス2」へ記載を適正化する必要がある。

### 6. 設工認手続きについて

本手続きでは、要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。なお、T46-F001A,Bの最高使用圧力の記載が範囲を持った記載となっていたこと並びにT46-F001A,B及びT46-F003A,Bの弁ふた厚さ及び弁ふた材料が記載されていなかったことについて記載を適正化する。また、原子炉格納施設の基本設計方針(主要設備リスト)の当該弁に関する機器クラスの記載を適正化する。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備に係るものの「改造」に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請が必要となる。

7. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり,技術基準規則の条文ごとに,該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料 6 に示す。

## 8. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 7,8 に示す。

以上

添付資料 1: 非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)

添付資料 2:原子炉格納施設の主要設備リスト (今回変更認可申請資料)

添付資料 3:非常用ガス処理系主要弁構造図(今回変更認可申請資料)

添付資料 4:非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)

添付資料 5:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)

添付資料 6:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

添付資料 7:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

添付資料8:設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について(非常用ガス処理系主要弁)

参考資料 1:非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A,B)の最高使用圧力に係る設計

- (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備
- a. 非常用ガス処理系
- ヌ 主要弁(常設)

注記\*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「-23.5~13.7」と記載。

\*2 : 主蒸気管破断事故時において非常用ガス処理系排風機起動前に原子炉棟内の圧力が正圧として作用することを考慮した場合の圧力の最大値を示す。

\*3:主蒸気管破断事故時において非常用ガス処理系排風機起動後に原子炉棟内の圧力及び非常用ガス処理系排風機締切静圧が負圧として作用することを考慮した場合の圧力の最大値を示す。

\*4:設計確認値を示す。

\*5:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,設計図書による。

	: 手続き対象
--	---------

枠囲みの内容は商業機器の観点から公開できません。

			F 527	
		変 更	. កំប	変 更 後
名	弥	T46-F00	03A, B	
種類		止め	弁	
最高使用压力k	kPa	23.	5	変更なし
最高使用温度。	$^{\circ}$	140	0	
主呼び径一	-	300	λ	
主要・弁 箱 厚 さ 皿 法 金 を 厘 さ 皿	mm			*1
法弁ふた厚さ』	mm		*2	
材 弁 箱 -	_	SCPI	112	
材	- [	S250	*2	
駆 動 方 法 -		電気作	乍動	
個 数 -	-	2		w // 2
系 統 名 取 (ライン名)		T46−F003A 非常用ガス処理系A系	T46-F003B 非常用ガス処理系B系	変更なし
	-	原子炉建屋 0. P. 22. 50m	原子炉建屋 O. P. 22. 50m	
区 画 番 号		R-2F-1-1	R-2F-1-1	
所 溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ	-	床上0.13m以上	床上0.13m以上	

注記\*1:設計確認値を示す。

\*2:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

: 手続き対象

## 添付資料 2:原子炉格納施設の主要設備リスト(今回変更認可申請資料)

#### 表 1 原子炉格納施設の主要設備リスト(32/42)

						変	更前					変更後	0												
	部	投 系		設計基準対象施設*' 重大事故等対処設備		<b></b> 故等対処設備*□		設計基準対象施設*1		重大事故等対処設備*1															
	設 系	機器区	5分	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス												
	圧力低減設備そ		原子炉格納容器	<b>-</b>	原子炉格納容器配管貫通部(X-215B)	=	Ξ	常設/防止 (DB 拡張)	SA クラス 2			変更なし													
	全設備 - ド) - ド) - ド) - ド) - ド) - ド) - ド) - ド)	ード) ノール水冷 公系(サプレ	安全設備	王配管	主配管	原子炉格納容器配管貫通部(X-215B)〜サ プレッションブール水冷却配管 B 系開放 端	ĵ.	II.	常設/防止 (DB 拡張)	SA クラス 2			変更なし												
				加熱器	非常用ガス処理系空気乾燥装置	S	34		-			変更なし													
			放射性物質濃度 制御設備及び可 燃性ガス濃度制 動設備並びに格 動容器再循環設 備	主要弁	Т46-F001Л, В	S	クラス 2*6		=			変更なし													
7-4-8	压			土女开	土炭井	T46-F003A, B	S	クラス 2*6		=			変更なし												
-89	八低減設			制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格		T48-F045~非常用ガス処理系空気乾燥 装置入口配管合流点	S	クラス 4		-			変更なし									
	備その	ガ						燃性ガス濃度制 御設備並びに格	燃性ガス濃度制 御設備並びに格	燃性ガス濃度制 御設備並びに格	燃性ガス濃度制 御設備並びに格	燃性ガス濃度制	燃性ガス濃度制	燃性ガス濃度制		非常用ガス処理系空気乾燥装置入口配 管合流点〜非常用ガス処理系排風機	S	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし		
	圧力低減設備その他の安全設備	ス処理系											原子炉建屋内~非常用ガス処理系排風 機入口配管合流点	S	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2	変更なし							
	主 設 備				主配管	非常用ガス処理系排風機〜非常用ガス 処理系フィルタ装置	S	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2	変更なし														
					非常用ガス処理系フィルタ装置〜非常 用ガス処理系フィルタ装置出口配管合 流点	S	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし													
					非常用ガス処理系フィルタ装置出口配 管合流点~排気筒	S	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし													

: 手続き対象

## 9

表 1 原子炉格納施設の主要設備リスト(42/42)

					変	更前				%:	変更後		
設	系				設計基準	其対象施設*	重大事	重大事故等対処設備*1		設計基準対象施設*		重大事故等対処設備**	
設備区分	系統名称	機器区	区分	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
				<b>窒素供給用ヘッダ</b>	: <del>-</del> 3	-	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3		変更なし			
圧力	原子			可搬型窒素ガス供給装置接続管	=	-	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし		
圧力低減設備そ	炉格納容器フ		. h. at 1 febr	取水用ホース(250A:5m,10m,20m)	=	<u> </u>	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし		
備その他	器フィ	圧力逃がし装置	主配管	送水用ホース (300A: 2m, 5m, 10m, 20m, 50m)	-	-	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし		
心の安全設備	ルタベ			注水用ヘッダ	1-1	=	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし		
設備	ント系			送水用ホース (65A: 20m)	-		可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし		
			フィルター	フィルタ装置*5			常設耐震/防止 常設/緩和	SA クラス 2			変更なし		

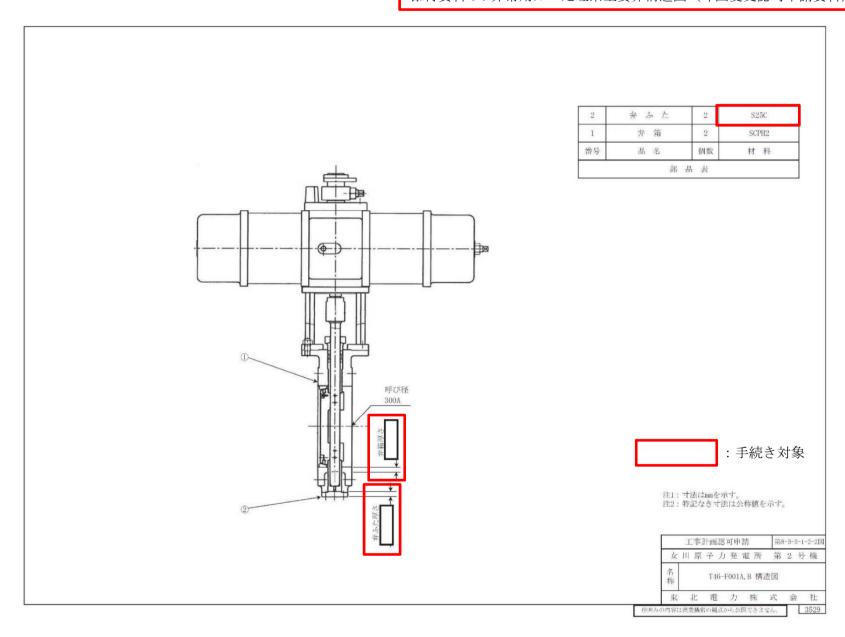
注記\*1:表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

\*2:本設備は記載の適正化のみ行うものであり、手続き対象外である。

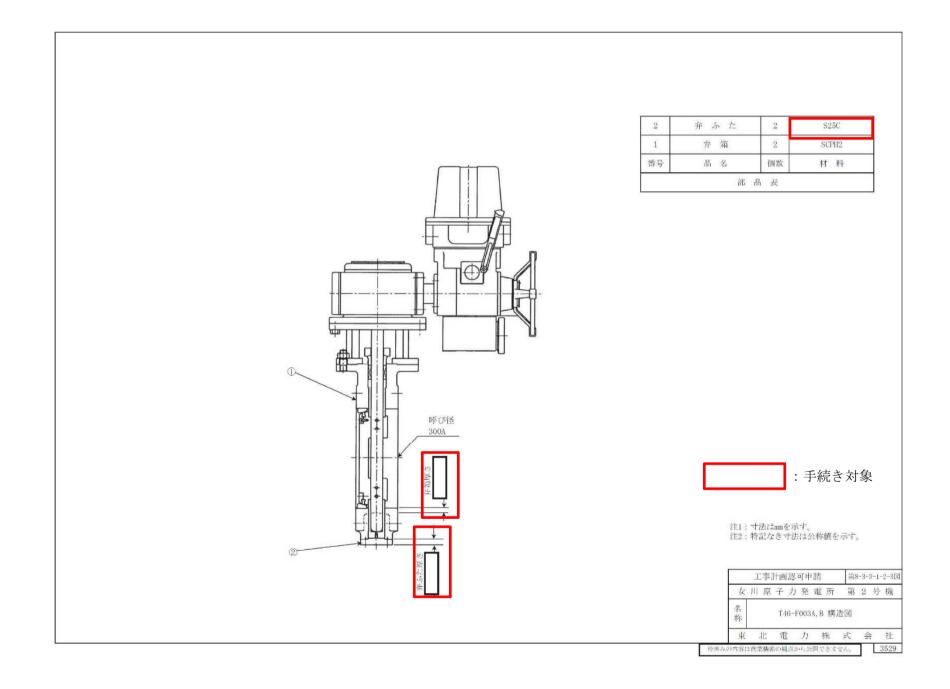
\*3:装置内配管がクラス3,それ以外はクラスなし。

\*4: 本設備は、フィルターとして使用するフィルタ装置と同一機器である。
\*5: 本設備は、容器として使用するフィルタ装置と同一機器である。

\*6:既工事計画書にはクラス4と記載。従来よりクラス2で設計していることから記載の適正化を行う。



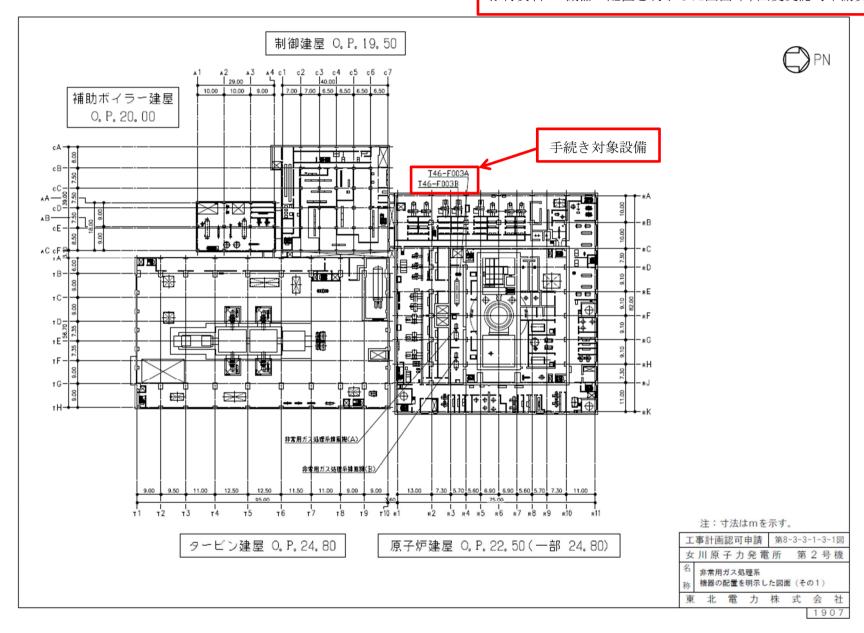
\_

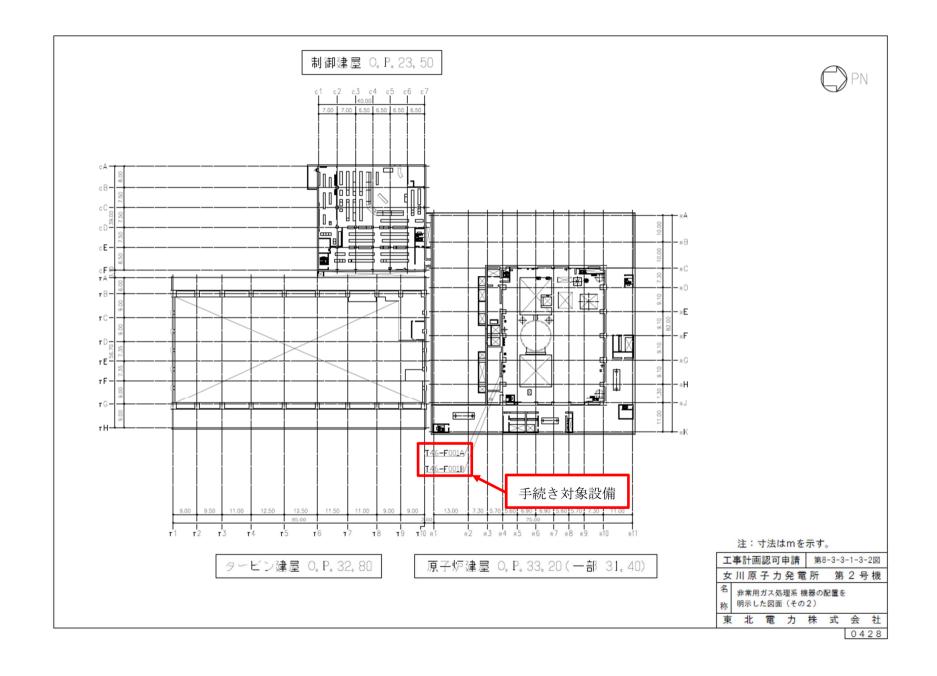


系統番号 T46

9

## 添付資料 5:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)





	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、設計基準対象施設の地盤については、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画(以下「既工事計画」という。)において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所、自重及び運転時の荷重の変更を伴うものではなく、設計基準対象施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第5条	地震による損傷の防止	0	本設備は、耐震重要度分類Sクラスに分類され、それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、 審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・工事計画 ・耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,津波による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や津波防護施設の変更を行うものではなく,津波による損傷の防止に係る設計に対して影響を 及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第8条	立入りの防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、 既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから、適用条文とはならない。	-
第11条	火災による損傷の防止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所や既工事計画の火災影響評価及び火災防護設備の変更を行うものではなく、火災による損傷 の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、溢水による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所や既工事計画の溢水評価及び浸水防護設備の変更を行うものではなく、発電用原子炉施設 内における溢水等による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第13条	安全避難通路等	Δ	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第14条	安全設備	0	本設備は、技術基準規則第2条第2項第9号ハ(工学的安全施設)に掲げる安全設備であることから、多重性又は多様性及び独立性(技術基準規則第14条第1項)並びに環境条件(技術基準規則第14条第2項)について適合性の確認が必要であり、変更を行う設備が通常運転時、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故等において、必要な機能が、発揮できることを確認する必要があるため、審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第15条	設計基準対象施設の機能	0	本設備は、設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた試験・検査性(技術基準規則第15条第2項)及び共用(技術基準規則第15条第5項)について、適合性の確認が必要であり、審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。なお、設計基準対象施設の機能のうち内部発生飛散物による影響(技術基準規則第15条第4項)について、本設備は防護対象となるため適用項となるが、既工事計画において適合性が確認されており、本工事において既工事計画から内部発生飛散物による影響に係る設計内容に変更はなく、当該設備の設置場所の変更や内部発生飛散物による影響に係る防護措置の変更を行うものではなく、内部発生飛散物による影響に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象項とはならない。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	・工事計画 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は,全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第17条	材料及び構造	0	本設備は、クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。クラス2機器として、必要な機械的強度等を有していることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画 ・強度に関する説明書
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	Δ	本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、使用中の亀裂等による破壊の防止については、維持段階での要求であるため、設計段階においては審査対象条文とならない。	-
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は,一次冷却系統(炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路)に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第20条	安全弁等	×	本設備に安全弁等が含まれないため,適用条文とはならない。	-
第21条	耐圧試験等	Δ	本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、耐圧試験等については、検査段階での要求であり、設計段階において審査対象条文とならない。	-
第22条	監視試験片	×	本設備は,原子炉圧力容器ではないことから,適用条文とはならない。	-
第23条	炉心等	×	本設備は,炉心等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は,熱遮蔽材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第25条	一次冷却材	×	本設備は,一次冷却材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	本設備は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×	本設備は,原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	×	本設備は,原子炉冷却材圧カバウングリの隔離装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は,一次冷却材処理装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第30条	逆止め弁	×	本設備は,放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第31条	蒸気タービン	×	本設備は,蒸気タービンに該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は,非常用炉心冷却設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第33条	循環設備等	×	本設備は,循環設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第34条	計測装置	×	本設備は,計測装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第35条	安全保護装置	×	本設備は,安全保護装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	本設備は,反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は,制御材駆動装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は,原子炉制御室等に該当せず,また技術基準規則第38条第2項の操作性について,本設備は中央制御室で操作する機器であるものの,本要求は原子炉制御室内の警報装置、機械器具を操作する装置及び機械器具の動作状況を表示する装置(ポンプの起動・停止状態,弁の開閉状態)に対する要求であり,本設備への要求ではないため適用条文とはならない。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	_
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は,廃棄物処理設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は,廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は,放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は,生体遮蔽等に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第43条	換気設備	×	本設備は,換気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第44条	原子炉格納施設	0	本設備は,原子炉格納施設のうち技術基準規則第44条第1項第4号に規定する設備であるため審査対象条文となる。気体状放射性物質を低減できることを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画 ・設定根拠に関する説明書 ・原子炉格納施設の設計条件に関する説 明書
第45条	保安電源設備	×	本設備は,保安電源設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第46条	緊急時対策所	×	本設備は,緊急時対策所に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第47条	警報装置等	×	本設備は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第48条	準用	×	本設備は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第50条	地震による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第51条	津波による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第52条	火災による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第54条	重大事故等対処設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第55条	材料及び構造	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第57条	安全弁等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第58条	耐圧試験等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第71条	重大事故等時に必要となる水 源及び水の供給設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第72条	電源設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第73条	計装設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第75条	監視測定設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第76条	緊急時対策所	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第78条	準用	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

## 女川原子力発電所 第2号機 第14,15,38条に対する適合性の整理表

				<i>2</i> (7:1//)(1/2)	(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 (重要安全施設)	一										
	原子炉格納施設		各納施設	非常用ガス処理系 主要弁 (T46-F001A, B, T46-F003A, B)	参照資料											
	第 1 項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性 及び独立性	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び系統構成に変 更はないことから、多重性又は多様性及び独立性に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備 が使用される条件の下における健 全性に関する説明書 【系統図】 ・第 8-3-3-1-1-1,2 図 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1,2 図										
				温度	・本申請に伴い,既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境温度に変 更はないことから,考慮すべき環境温度に影響を及ぼさない。	に関する説明書 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1,2										
				圧力	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境圧力に変 更はないことから、考慮すべき環境圧力に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2										
				湿度	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境湿度に変 更はないことから、考慮すべき環境湿度に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2										
第				屋外天候	- (考慮不要)	_										
1 4 条	筆	安	環境条件における健	放射線 (機器)	<ul><li>・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境放射線に変更はないことから、考慮すべき放射線に影響を及ぼさない。</li></ul>	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書										
	第 2 項	安全施設	におけ	放射線(被ばく)	-(操作不要)	_										
		設	る健	海水 電磁的障害	— (考慮不要) — (考慮不要)											
			全性	电极口冲	一(有應小安)	• VI-2										
				荷重	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び耐震設計に変 更はないことから、考慮すべき荷重に影響を及ぼさない。	耐震性に関する説明書 ・VI-I-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等に よる損傷の防止に関する説明書 【配置図】 ・第8-3-3-1-3-1,2										
													-	周辺機器等からの悪影響	<ul> <li>本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響については、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。</li> <li>本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、地震の波及的影響については技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。</li> <li>本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、火災の波及的影響については技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。</li> <li>本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、強水等の波及的影響については技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。</li> </ul>	
		設計		行列的の注氷	一 (考慮小安)	_										
	第 2 項	計基準対象施設		・検査 査性,系統構成等)	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から設置場所及び構造の変更はないことから、試験・検査に影響を及ぼさない。	【構造図】 ・第 8-3-3-1-2-2, 3 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2										
第 1 5条	第 4 項	設計基準対象施設	悪影散物	響防止(内部発生飛)	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から設置場所の変更はないことから、内部 発生飛散物に係る悪影響防止に影響を及ぼすものではない。	【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2										
	第 5 項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止		<ul><li>・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から設置場所及び系統構成の変更はないことから、共用又は相互接続へ影響を及ぼさない。</li></ul>	【系統図】 ・第 8-3-3-1-1-1, 2 図 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2 図										
	第 6 項	安全施設		又は相互接続による 性の影響	・該当しない	-										
第 3 8条	第 2 項	安全施設		の確実性の容易性	・該当しない	_										

## 設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される 添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
各系	色電用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,送電関係一覧図に変
			更はないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において,急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は、当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	図		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,工場又は事業所の概
			要を明示した地形図に変更はないため
			不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	図及び断面図		載変更及び適正化並びに基本設計方針
			の適正化により,主要設備の配置の状況
			を明示した平面図及び断面図に変更は
			生じないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	く。)については電線の種類、太さ及び接		載の変更及び適正化並びに基本設計方
	地の種類も併せて記載すること。)		針の適正化により,単線結線図に変更は
			ないため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化では、新技術の採用等を実施
			していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,発電用原子炉施設の
			熱精算図に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
8	熱出力計算書	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,熱出力計算書に変更
			はないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	0	工事計画認可申請書の工事計画の内容
	に関する説明書		が,令和2年2月26日付け原規規発第
			2002261号で許可された設置変更許可申
			請書との整合性を確認する必要がある
			ことから添付する。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	に関する説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により、排気中及び排水中の
			放射性物質の濃度に変更はないため不
			要。
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	場又は事業所内の場所における線量に		載の変更及び適正化並びに基本設計方
	関する説明書		針の適正化により、人が常時勤務し又は
			頻繁に出入する工場又は事業所内の場
			所における線量に変更はないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	損傷の防止に関する説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,発電用原子炉施設の
			自然現象等による損傷の防止に変更は
			ないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		載の変更及び適正化並びに基本設計方
	する管理区域のうち、その場所における		針の適正化により,放射性物質により汚
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		染するおそれがある管理区域並びにそ
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		の地下に施設する排水路並びに当該排
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		水路に施設する排水監視設備及び放射
	びにその地下に施設する排水路並びに		性物質を含む排水を安全に処理する設
	当該排水路に施設する排水監視設備及		備の配置に変更はないため不要。
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,取水口及び放水口に
			変更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち、容量又は注入速	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	度,最高使用圧力、最高使用温度、個数、		載の変更により、設定根拠に関する説明
	再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程		書にて設備別記載事項を確認する必要
	又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉		があるため添付する。
	止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、		
	駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、		
	慣性定数、回転速度半減時間、慣性モー		
	メント、設定破裂圧力並びに設計温度の		
	設定根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	×	非常用ガス処理系主要弁は, 環境測定装
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		置(放射線管理用計測装置に係るものを
	所を明示した図面		除く。)に該当する設備ではないため不
			要。
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二	×	非常用ガス処理系主要弁は,クラス1機
	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		器及び炉心支持構造物に該当する設備
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		ではないため不要。
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		
	機器にあっては、支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		載の変更により、安全設備が使用される
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		条件の下における健全性を確認する必
	第二条第二項第十四号に規定する重大		要があることから添付する。
	事故等対処設備をいう。)が使用される		
	条件の下における健全性に関する説明		
	書		
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,発電用原子炉施設の
			火災防護に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,設置場所等に変更は
			なく,溢水防護に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポン	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		載の変更及び適正化並びに基本設計方
	護に関する説明書		針の適正化により、蒸気タービン、ポン
			プ等の破壊に伴う飛散物による損傷防
			護に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	箇所を明示した図面		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,通信連絡設備に変更
			はないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	避難通路を明示した図面		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,安全避難通路に変更
			はないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	所を明示した図面		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,非常用照明に変更は
			ないため不要。

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
原	子炉格納施設		
1	原子炉格納施設に係る機器の配置を明	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	示した図面及び系統図		載の変更により,機器の配置及び系統図
			に変更はないが、申請対象を示すため添
			付する。
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	めて記載すること。)		載の変更により、耐震性に影響を与える
			ものではないが耐震重要度クラスに応
			じた地震力に耐えられる設計であるこ
			とを評価するため添付する。
3	強度に関する説明書(支持構造物を含め	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	て記載すること。)		載の変更は、改造の工事に該当すること
			から強度評価を実施する必要があるた
			め添付する。
4	構造図	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更は、改造の工事に該当すること
			から機器の構造を確認する必要がある
			ため添付する。
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	明書(原子炉格納容器本体の脆性破壊防		載の変更により,原子炉格納施設の設計
	止に関する説明を併せて記載するこ		条件への影響を確認する必要があるた
	と。)		め添付する。
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	関する説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,水素濃度低減性能に
			変更はないため不要。
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	及びその基礎の状況を明示した図面		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,原子炉格納容器の基
			礎に変更はないため不要。
8	圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	に関する説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,圧力低減設備その他
			の安全設備のポンプの有効吸込水頭に
			変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	ネ式のものに限る。)		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,安全弁及び逃がし弁
			の吹出量計算に変更はないため不要。
10	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	システムに関する説明書		載の変更により,設計及び工事に係る品
			質管理の方法等を評価する必要がある
			ため、説明書を添付する。

# 設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について (非常用ガス処理系 主要弁)

	用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 発電用原子炉施設に共通	関連条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
1	発電用原子炉施設に共通 発電用原子炉の設置 の許可との整合性に 関する説明書	_	・VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との 整合性	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載事項は、本説明書記載事項(許可の際の申請書等の記載事項)に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。なお、当該設備に係る基本設計方針の本文の変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
			・VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」と の整合性	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載事項は、本説明書記載事項(許可の際の申請書等の記載事項)に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。なお、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。

	用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
2	設備別記載事項のうまでは、大学のでは、一個のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	44 条	・VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常 設))	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、設定根拠への影響を確認する必要があるため添付する。(別紙1参照)
3	安設備(技術基準規則 大震災	14条 15条	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下 における健全性に関する説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に影響を与えるものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。なお、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できる設計であることを確認している。

	用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
原一	子炉格納施設				
1	原子炉格納施設に係	14条	・第 8-3-3-1-1-1 図	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	る機器の配置を明示	15条	【設計基準対象施設】非常用ガス処理系系統図		載の変更は、実物の変更を伴わない設
	した図面及び系統図	44条	・第 8-3-3-1-1-2 図		計確認値の変更であり機器の配置に変
			【重大事故等対処設備】非常用ガス処理系系統図		更はないことから, 本図面の変更はな
			・第 8-3-3-1-3-1 図		٧١°
			非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その1)		
			・第 8-3-3-1-3-2 図		
			非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その2)		
2	耐震性に関する説明	5条	• VI-2-1-1	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	書 (支持構造物を含め		耐震設計の基本方針 ・VI-2-1-2		載の変更であり、耐震計算に係る方針
	て記載すること。)		基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd の策定概要		を変更するものではないことから、既
			• VI-2-1-4		認可の設計及び工事の計画に添付した
			耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基		本説明書から変更はない。
			本方針 ・VI-2-1-5		
			波及的影響に係る基本方針		
			• VI-2-1-6		
			地震応答解析の基本方針		
			・VI-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針		
			· VI-2-1-8		
			水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評		
			価方針 (() 五 (力 ) )		
			(次頁へ続く)		

	日発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	5条	<ul> <li>(前頁からの続き)</li> <li>・VI-2-1-9</li> <li>機能維持の基本方針</li> <li>・VI-2-1-10</li> <li>ダクティリティに関する設計方針</li> <li>・VI-2-1-11</li> <li>機器・配管の耐震支持設計方針</li> <li>・VI-2-1-12-1</li> <li>配管及び支持構造物の耐震計算について</li> <li>・VI-2-1-13-6</li> <li>管の耐震性についての計算書作成の基本方針</li> <li>・VI-2-2-1</li> <li>原子炉建屋の地震応答計算書</li> <li>・VI-2-2-2</li> <li>原子炉建屋の耐震性についての計算書</li> <li>・VI-2-9-1</li> <li>原子炉格納施設の耐震性についての計算結果</li> </ul>	無	(前頁に記載)
			<ul> <li>・VI-2-9-4-4-1-2</li> <li>管の耐震性についての計算書(非常用ガス処理系)</li> <li>・VI-2-9-4-5-1-1</li> <li>管の耐震性についての計算書(原子炉格納容器調気系)</li> </ul>	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は、実物の変更を伴わない設計確認 値の変更であり機器の重量に変更はない。 いことから、本計算書の変更はない。
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。)	17条	・VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要 ・VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、新たに評価対象となった本申請設備(放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備)を追記する必要があるため添付する。(別紙4参照)

	用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。)	17条	・VI-3-2-1 強度計算方法の概要 ・VI-3-2-5 クラス 2 弁の強度計算方法	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は、強度計算方法の概要及びクラス2弁の強度計算方法を変更するものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。
			・VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)	有	非常用ガス処理系主要弁は、クラス 2 機器に該当し要目表の記載の変更は改造の工事に該当するため強度について確認する必要があることから添付する。(別紙 2 参照)
			<ul> <li>・VI-3-3-6-2-8-1-2-2</li> <li>管の応力計算書(非常用ガス処理系)</li> <li>・VI-3-3-6-2-9-1-2-2</li> <li>管の応力計算書(原子炉格納容器調気系)</li> </ul>	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は、実物の変更を伴わない設計確認 値の変更であり機器の重量に変更はな いことから、本計算書の変更はない。
4	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書(原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載すること。)	44 条	・VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は、本説明書記載事項に当たらないた め、既認可の設計及び工事の計画に添付 した説明書から変更はない。 なお、原子炉格納容器から気体状の放 射性物質が漏えいした場合における放 射性物質濃度を低減する設備として、 所要の性能が発揮されることを確認し ている。

	用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
5	構造図	15条 44条	・第 8-3-3-1-2-2 図 T46-F001A, B 構造図 ・第 8-3-3-1-2-3 図 T46-F003A, B 構造図	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載変更は、改造の工事に該当するため機器の構造等を確認する必要があることから添付する。(別紙3参照)
6	設計及び工事に係る 品質マネジメントシ ステムに関する説明 書	_	・VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する 説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画並びに工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画に変更はないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。
			・VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子 炉格納施設	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績について記載を見直す必要があることから、本説明書を変更する。(別紙5参照)

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

		[7-10]] . 凡权农少友关的权少印建闽/月		
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考		
	VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書 (非常用ガス処理系 主要弁(常設))	資料追加		
	O 2 <u>終</u> 二 VI-I-I-4-7-5-1-5 R 0			

## 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

* = *
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)

## 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
	タ	資料追加

## 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】

【凡例】 : 比較表の変更前後の相違箇所

			【凡例】 : 比較表の変更前後の相違箇所	
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		変 更 後	備考	
			資料追加	
		VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処	L理系)	
	В В			
	変二 VI-3-3-6-2-8-1-4 E 0			
	0			

## 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】

【凡例】 ——: 比較表の変更前後の相違箇所

		以		
変 更 前	変更後	備考		
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)				
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	まえがき 本計算書は、部付書類「VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針」及び「VI-3-2-5 クラス2作の強度計算方法」に基づいて計算を行う。 評価条件整理結果を以下に示す。なお、評価条件の整理に当たって使用する記号及び略話については、部付書類「VI-3-2-1 強度計算方法の概要」に定義したものを使用する。	資料追加		

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	新版本件機関表   1982   1982   1982   1983   1983   1983   1983   1983   1984   19	資料追加

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		変 更 後	備	考
(市和3年12月23日刊)で説明された設計及び工事の計画の係刊書類)		目次 1. クラス 2 弁・・・・・・・・・1 1.1 設計仕様・・・・・・・・・・2	資料追加	
	٥	1.2 強度計算書 · · · · · 3		
	O2 &: W-3-8-6-2-8-1-4			

	1/4/11 / / / / / / / / / / / / / / / / /			
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更	後備考		
		資料追加		
	1.	クラス 2 弁		
	O2 後二 W-3-3-6-2-8-1-4 3.0			
	0			
		1		

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		変更後	<del></del>			備	考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の係付書類)	1.1 設計仕様 機 介番号 T46-F001A, T46-F003A,	呼び径 (A) 300 300	クラ 弁箱 SCPH2 SCPH2	ス2弁 材料 弁ふた S25C S25C	非常用ガス処理系ボルト	資料追加	

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	1.2 強度計算書  系統:非常用ガス処理系	(編 考 資料追加 (
	<b>  </b>	正圧側を記載してる 一方,フランジの原評価は VVC-3310 基づき評価を実施でいるが、フランジの原理価を実施でいるが、フランジではでいるが、フランジではでいるが、フランジではでいる。13.7kPa 又になった。13.7kPa 又になる。13.7kPa のうちも側の絶対値を用いている。14.7kPa では、15.7kPa

変 更 前	変更後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	2	資料追加
	20   75   746   746   740   745   746	【補足】弁角(1) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

【凡例】 ——: 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前		filts de
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
(DADATE 12.4) ZO LIGIT CROTTONICE TO SERVICE	<ul> <li></li></ul>	資料追加

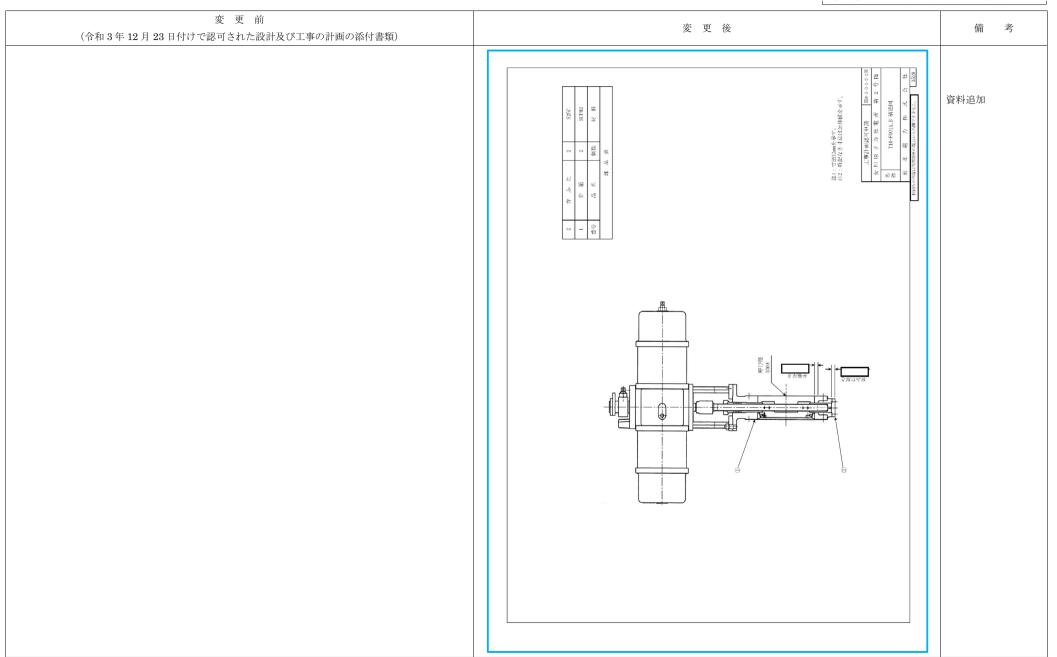
【凡例】 — : 比較表の変更前後の相違箇所

変更前変更後備	考
(令和3年12月28日付けで終可された設計及び工事の計画の移付書象)  (会和3年12月28日表)	<b>有</b>

# 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1\_非常用ガス処理系】

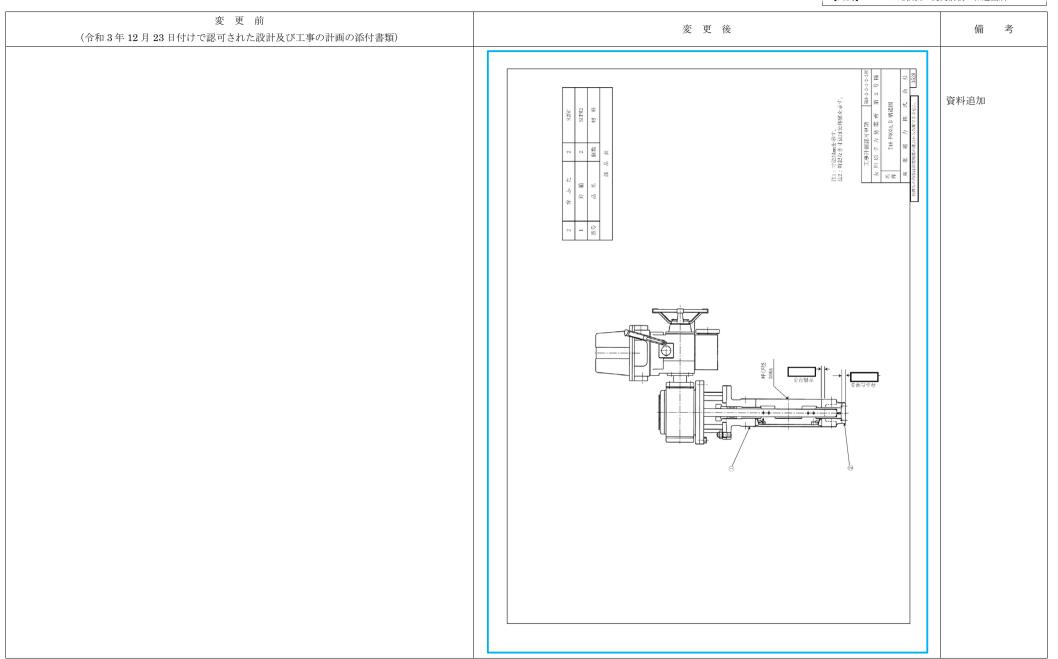
		17 47 37	. 比較衣の多葉削板の相差固別
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		変 更 後	備考
			資料追加
		8.3.3.1 非常用ガス処理系	
	R 1 E		
	02 <u>%</u> ∷ W-6		

# 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1\_非常用ガス処理系】



# 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1\_非常用ガス処理系】

【凡例】 — : 比較表の変更前後の相違箇所



# 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表

【VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要】

		-1-1 強度計算の基本	刀町が帆安】	
	変 更 前		変 更 後	備考
(令和3	年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)			
				変更なし
	VI 3 1 1 強度計算の基本方針の概要		VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要	
R 2		en ≃		
		VI-3-1-1 R 3		
VI-3-1-1		M-3-1		
9		₩ 1		
0 23		0 2 2		
Č		0		

変 更 後

変更前

(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)

備考

1. 概要     本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成 25 年 6 月 28 日 原子力規制委員会規則第分号)(以下 13 権法無限規則」という。)第17 条に販定されている設計集削水整施設 以は第 55 条に販定されている電計事故等対設置値に属する容別、管、ポンプ、弁者しくはこれらの支持物造物又に設計基帯対象施設に属する序型、管、ポンプ、弁者しくはこれらの支持物造の状況設計基帯対象施設に関するととを規則するものである。なお、設計基準対象施設のうち材料及び構造の要求事項に変更がなく、改造を実施しない機器については、今回の申請において変更は行かない。今回、研究に材料及所構造の要求が追加又は変更となる以下の機器が十分な強度を有することを提別するものである。 ・クラス 1 機器のうち原子が治理材採力パウングリ拡大範則 ・クラス 2 機器のうち原子が治理材採力パウングリ拡大範則 ・クラス 3 機器のうち原子が治理材補給設備」の改造に伴い強度評価が必要な範囲 ・クラス 3 機器のうち「原子が治理材補給設備」の改造に伴い強度評価が必要な範囲 ・クラス 3 機器のうち「原子切治理材補給設備」の改造に伴い強度評価が必要な範囲 ・クラス 3 機器のうちに変化性小強度評価が必要な範囲 ・クラス 3 機器のうちに変化性小強度評価が必要な範囲 ・クラス 3 機器のうちに変化性小強度評価を必要な範囲 ・五、本故等クラス 2 技術活動のであると認定に使い強度評価が必要な範囲 ・原子が格が容型のうち必定に伴い強度評価が必要な範囲 ・原子が格が容型のうち必定に作い強度評価が必要な範囲 ・原子が指数で型の対策に関する説明書にて説明する。ことから添付書類「い1-2 商費体に関する説明書にて説明する。ことがら添付書を対策については、計算方法が確認評価と同じのもり、地震荷が支配のうちを巻の荷化を対慮した評価を別話しに、火山の影響による荷度を考慮した評価を別話をに、対策方式を開ける。 ことから添付表別を記した評価を別話しに、火山の影響による荷度を考慮した評価を別話しに、火山の影響による荷度を考慮した評価を別話とに、大力な影が発力を開ける。 ことないでは、大力を表別で表別である。ことが関するというないでは、大力を表別である。ことが表別である。ことが表別で表別を関すに、対したの影響には、大力を表別である。ことが表別できれる。ことが表別である。ことが表別である。ことが表別できれる。ことが表別できれる。ことが表別である。ことが表別である。ことが表別である。ことが表別である。ことが表別である。ことが表別できれる。ことが表別できれる。ことが表別できれる。ことが表別できれる。こ	日 原子力規制委員会規則第六号)(以下「技術基準規則」という。)第17条に規定されている 設計基準対象施設又は第55条に規定されている重大事故等対処設備に属する容器,管,ボンプ, 弁若しくはこれらの支持構造物又は設計基準対象施設に属する炉心支持構造物の材料及び構造に ついて、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有することを説明するものである。 なお、設計基準対象施設のうち材料及び構造の要求事項に変更がなく、改造を実施しない機器 については、今回の申請において変更は行わない。 今回、新たに材料及び構造の要求が追加又は変更となる以下の機器が十分な強度を有すること	残留熱除去系の主要 弁,原子に治するで 系の主配質及の 用がよって がままります。 がままります。 がままります。 対象設備を追加する。
---	--	---

# 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針】

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		変 更 後	備考
VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針		VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針	
VI-3-1-3 R 3	_ W-3-1-3 R 4		
© 31	0 2 2		

		(I
1. 概要	1. 極要	原子炉冷却材存主配管及び非常ス処理を実施する。

変更前		
後、天 町 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
2.1 クラス 2 機器の構造及び強度 (1) 強度計算における適用規格の選定 クラス 2 機器のうち、保留器除止設備」の改造を実施する機器については、施設時の適用 規格が告示第501号であるため、設計・建設規格と告示第501号との比較を行い、いず れか安全側の規格による評価を実施する。また、「原子が格納容器調気設備」の改造を実施 する機器かいては設計・建設規格によおが低まな動する。 安全側の適用規格の選定は、両規格において公式による評価手法と解析による評価手法が 規定されていることから、以下「6. 公式による評価手法と解析による評価手法が 規定されていることから、以下「6. 公式による評価手法と解析による評価手法が 規定されていることから、以下「6. 公式による評価の比較」なび「6. 解析による評価の比較」に示す手法ことに比較を行い実施する。  a. 公式による評価において評価結果に影響を与えるものとしては、評価式と,評価式を構成するもの であることから評価式として扱う。材料の物性低については、物性域を割下げ事で除して許 客がが設定されていることからその影響は許容能に含まれることになる。よって、評価式と 許容値の2の項目について比較する。 評価式及び評容値の比較は、評価需要形保守的になかえを全価とする。よって、評価式の形 字部研究で用いる係数の比較を行い、評価需要が保守的になかと安全側とする。計容値の 比較は、許容値が小さい方を安全側とする。ただし、許容値のの以較による認定は、単 依確額によるものであり工学的な変体を小はなく、評価請実に影響を与えないため、ここで は相違するものとは見なさない。 上述の2つの項目における比較において安全側の規格が容易に判断できる場合は、安全側 の規格として適定した設計・建設規を反ば告示第501号の規格が容易に判断できる場合は、安全側 の規格として適定した設計・建設規を反ば告示第5の1号の規格が容易に判断できる場合は、設計・建設規格を活を対しる。 また、安全側の規格が容易に判断できない場合は、安全側 の規格にと記書を実施する。  b. 解析による評価において安全側の規格が容易に判断できない場合は、告示第501号及び 設計・建設規格の同規格により評価を実施する。 (2) 規格の相違 施設時の適用規格が告示第501号である場合の設計・建設規格及び告示第501号による評価について、評価式及び許容値の2つの項目について比較を実施し整理した。以下に、所規格に相違が認められた評価項目を示す。	2.1 クラス2機器の構造及び強度 (1) 強度計算における適用規格の選定 クラス2機器のちら、残理解の表達、資産・ が成立を実施する機器にあって、	原子炉冷却材浄作主配管及び非常、ス処理系主要施理系主変を実施する。追記する
2	2	

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画	VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画	変更なし
原子炉格納施設	原子炉格納施設	
N 21	о 2	
VI-1-10-8	VI-1-1(-8	
© % % % % % % % % % % % % % % % % % % %	2 O	

# 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画原子炉格納施設】

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)								寸書類)	変更後										
	O 2 ⑥ VI-1-10-8 R 2 穆沈-9							様式-9	O2 変二 VI-1-10-8 R0E										
発電用度子が施設の種類	設備区分	系統							を	要弁の要目表のの変更により、 発及び調達管理 として記載を見 必要があること									
		ヨンブール水冷却でード) 残信熱除去系(サプレッシ	原子炉格納容器安全設備	主配管	サブレッションブールを冷静率で下田系度り 起管分岐点~原子が格納容器配管資道部(X- 1050) 原子が格納容器配管資道部(X-2158) 原子が格納容器配管資道部(X-2158) ~サブ レッションブールを冷却配管を振順放備	既設設備であり、当日 基づき実施している 既設設備であり、当日 基づき実施している 既設設備であり、当日 基づき実施している 既設設備であり、当日 基づき実施している	かの調達管理に かの調達管理に		E カ	本説明書を変更なお,非常用ガ系主要弁以外(									
	-			加熱器	非常用ガス処理系空気乾燥装置	販設設備であり、当F 基づき実施している	ウの調達管理に		T 編 別 放射性物質濃度制御資産										
					T46-F001A, B	販設設備であり,当F 基パを実施している	Pの調達管理に		#	炉格納施設の道									
				主要弁	T46-F003A, B	既設設備であり、当時	中の調達管理に		Ma	確認対象設備に									
					T48-F045~非常用ガス処理系空気乾燥装置	基づき実施している 既設設備であり、当時	Yの調達管理に		设 宛	て, 令和4年9									
					人口配管合液点 非常用ガス処理系空気乾燥装液入口配管合 液点~非常用ガス処理系排風機	基づき実施している			上記以外の原子症核動能費の適合性確認対象影備ごとの測率に様素管理グレード及び家族(影備関係)については、今和4年9月98日付け										
		非常用式	放射性物質濃度制御設備 及び可燃性ガス濃度制御		流点~非常用ガス処理系排風機 原子炉建屋内~非常用ガス処理系排風機入				原規規第 2209283 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。	日付け原規規									
		カス処面	設備並びに格納容器再循 環設備	主配管	口配管合流点 非常用ガス処理系排風機~非常用ガス処理	基づき実施している				2209283 号にて認									
		系			系フィルタ装置	基づき実施している				れた設計及び									
	Æ								非常用ガス処理系フィルタ装置〜非常用ガ ス処理系フィルタ装置出口配管合流点	既収収幅であり、当時 基づき実施している	物質医管理に			計画から変更に					
100	力低減															非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合 流点~排気筒	既設設備であり,当日 基づき実施している	中の調達管理に	
デ 炉 格	圧力低減設備その他の					排風機	非常用ガス処理系排風機	既設設備であり,当時	きの調達管理に			ことから, その							
納施設	他の安			フィルター	非常用ガス処理系フィルタ装置	基づき実施している 既設設備であり、当日 基づき実施している	方の調達管理に			する。									
	全設備			加熱器	可機性ガス適度制御る再結合物習知熱服	既設設備であり、当日 品つぎ実施している	かの調達管理に												
		漫畫		弁	安全年	安全弁及び逃がし	T49-F007A, B	既設設備であり、当日 基づき実施している											
					主要弁	T49-F001A, B	既設設備であり。当8 基づき実施している												
			放射性物質濃度制御設備		T49-F003A, B	既設設備であり、当日 基づき実施している													
			及び可燃件ガス適度制御 設備並びに格納容器再循 環設備		ドライウェル~可燃性ガス濃度制御系再結 合装置														
			OK IX THE	主配管	可燃性ガス濃度制御系再結合装置~T49- F003A.B	既設設備であり,当日 基づき実施している													
					T49-F003A, B~サプレッションチェンバ	既設設備であり,当F 基づき実施している	<b>予の調達管理に</b>												
				プロワ	可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロワ	収収収額であり、当日 基づき実施している	かが地質性が												
				再結合装置	可燃性ガス酸液制御系再結合装置	医療診備であり、当日 基づき実施している	かの間途管理に												
23		原子炉建屋水末濃	於射性物質濃度制御政府 及び可燃性ガス濃度制御 設備並びに格納容器再留 環治値	再結合装置	静的触媒式水素再結合装置	1 0	0		No.										

#### 非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)の最高使用圧力に係る設計

#### 1. 非常用ガス処理系主要弁に係る設計条件

非常用ガス処理系は、原子炉格納容器内再循環破断事故時を想定し、その機能を発揮する系統である。本系統は、原子炉棟内での主蒸気管破断事故の場合でも耐圧部の破損がないように設計している。

- 2. 最高使用圧力の考え方
- (1) 最高使用圧力の定義

【実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則】

(定義) 第二条 2項 42号

「最高使用圧力」とは、設置許可基準規則第二条第二項第三十八号に規定する最高使用圧力をいう。

【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】

(定義) 第二条 2項 38号

「最高使用圧力」とは、対象とする機器又は炉心支持構造物がその主たる機能を果たすべき運転状態において受ける最高の圧力以上の圧力であって、設計上定めるものをいう。

JSME 設計・建設規格 2005/2007】							

#### (2) 非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)の最高使用圧力の設定

非常用ガス処理系の排風機より上流側に位置する T46-F001A, B は、供用状態Aである原子炉棟内での主蒸気管破断事故の際であって排風機が起動する前の正圧と起動後に排風機の締切運転が発生した場合に生じる可能性がある負圧を考慮し、設計上の配慮として負圧の最大値及び正圧の最大値を最高使用圧力として設定している。

排風機起動前は、主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が正圧(弁の内から外へ作用する圧力) 側に作用するものとして 13.7kPa を設定している。なお、開放端のあるライン上にある当該弁に は、本来、弁内外より同等の圧力が作用すると考えられるが、設計上、打ち消す方向の圧力は保 守的に考慮していない。弁に正圧が作用する場合のイメージを図1に示す。

排風機起動後は、主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力に加え排風機による負圧(弁の外から内へ作用する圧力)が作用するものとして-23.5kPaを設定している。この場合、主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力は排風機による負圧と同じ側に作用する圧力として設定する。弁に負圧が作用する場合のイメージを図2に示す。

【凡例】 : 13.7kPa(主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力) : 保守的に考慮しない圧力

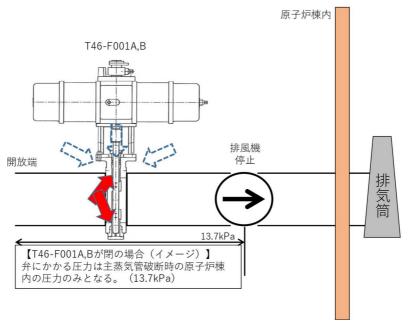


図1 排風機起動前に主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が正圧側に作用した場合のイメージ

【凡例】
: 13.7kPa (主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力)
: 9.8kPa (排風機締切圧力)
: 保守的に考慮しない圧力

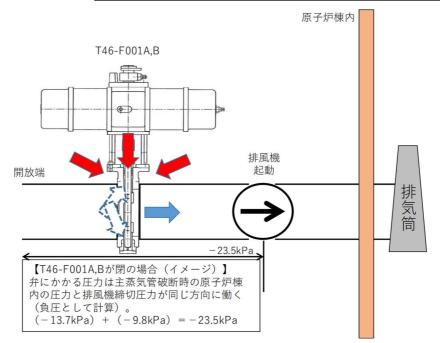


図2 排風機起動後に主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が負圧側に作用した場合のイメージ

#### 3. 最高使用圧力による非常用ガス処理系主要弁 (T46-F001A, B) 強度評価について

#### (1) クラス 2 弁の強度評価に関する設計上の配慮事項

クラス 2 弁の強度評価は、JSME 設計・建設規格 2005/2007 の VVC-3210 及び VVC-3310 に基づき評価を実施している。一般的に弁箱は、厚肉円筒形又は球形に近い形状をしており、このような形状の場合、弁箱に対して圧縮方向(負圧)より引張方向(正圧)の圧力が厳しくなるため、正圧側の圧力を使用し評価を実施する。

#### (2) T46-F001A, B の弁箱又は弁ふたの厚さ評価

T46-F001A, B は, 2.(2)で述べたとおり正圧及び負圧の圧力が作用することを想定した設計となっている。弁箱又は弁ふたの厚さ評価において当該弁の正圧及び負圧の絶対値は、ともに小さくこれらの圧力においては、JSME 設計・建設規格 2005/2007 の WC-3210 により別表 3 の呼び圧力 (1.03MPa)の欄から弁箱及び弁ふたの計算上必要な厚さを選定している。なお、設計条件としての最高使用圧力は、正圧又は負圧による評価結果に差がないため、形状上引張方向(正圧)が当該弁に対して厳しい圧力であることから正圧側の 13.7kPa を最高使用圧力として用い評価している。

#### (3) T46-F001A, B のフランジ及びボルトの応力解析

T46-F001A, B は, 2.(2)で述べたとおり負圧及び正圧の圧力が作用することを想定した設計となっている。フランジ及びボルトの評価は, JSME 設計・建設規格 2005/2007 の VVC-3310 により評価式に圧力値を代入し許容値を超えないことを評価するため, 設計条件として最高使用圧力の 13.7kPa, -23.5kPa のうち絶対値が最大となる負圧側の絶対値である 23.5kPa を用いて評価している。

#### 4. まとめ

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)は、設計上の配慮として正圧及び負圧それぞれの最高使用圧力を設定している。弁箱又は弁ふたの厚さ評価においては、JSME 設計・建設規格 2005/2007の VVC-3210において別表 3 から計算上必要な厚さを選定しており、形状から当該弁に対して厳しい圧力である正圧側の圧力(13.7kPa)を記載している。フランジ及びボルトの評価では、JSME 設計・建設規格 2005/2007の VVC-3310により評価式に圧力値を代入し許容値を超えないことを評価するため、設計条件として最高使用圧力の 13.7kPa, -23.5kPa のうち絶対値が最大となる負圧側の絶対値である 23.5kPa を用いて評価している。

以上のとおり評価は、正圧の最大値及び負圧の最大値を用いて実施している。しかしながら、要目表及び設定値根拠に関する説明書の最高使用圧力は、「-23.5~13.7 (kPa)」と範囲を表す記載になっていたため「13.7 (kPa), -23.5 (kPa)」へ記載を適正化する。